

原 安 第 250 号
平成 29 年 7 月 12 日

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明 様

佐賀県知事 山口 祥義

玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

原子力発電所の安全確保に関する協定第 4 条の規定に基づき平成 27 年 12 月 22 日付け発本原第 243 号（平成 29 年 2 月 24 日付け発本原第 254 号及び平成 29 年 3 月 14 日付け発本原第 264 号で一部補正）で事前了解願いのあったこのことについては、了解します。

なお、廃止措置の実施にあたっては、下記の事項を遵守してください。

記

- 1 玄海原子力発電所における廃止措置作業は初めてのことであり、かつ長期間にわたることから、安全対策に万全を期すとともに、実施状況の定期的な報告や異常時の速やかな通報など、地元との連絡調整をこれまで以上にしっかりと行うこと。
- 2 関係法令等の規定を遵守するとともに、適切な放射線被ばく管理や労働災害の防止、環境への放射性物質の拡散防止対策など、安全を第一とした作業の実施に努めること。
- 3 原子炉周辺設備等解体撤去期間（第 2 段階）以降の詳細な計画に関しては、改めて法令に基づく変更認可申請や、安全協定に基づく事前了解の手続きを適切に行うこと。
- 4 県が要請した 3 項目をしっかりと受け止め、貴社が掲げた「企業活動の透明化」「組織風土・社員意識の改革」「危機管理体制の更なる充実」について、確実かつ継続的な取組を行うこと。

（担当課：原子力安全対策課）